

広島県における行政改革の取り組みについて

広島県政策企画局

1. 行政システム改革推進の背景

(1) 変革の時代の到来

・経済のボーダーレス化、少子・高齢化の進展、環境意識の高まり、価値観の多様化などの変化と地方分権の具体化や中央省庁の再編、規制緩和など大きな変革が進展

(2) 地方分権の具体化

・地方分権推進一括法の施行、中央主導型から分権型への移行という大転換期
・独自性を活かした施策に、自己責任で取り組むことのできる効率的な県政構築の必要

(3) 厳しい財政状況

・長引く不況で県税収入が減少、県債の発行などにより行政サービスの維持に努める
・県債償還費の大幅増加が見込まれるなど財政環境は今後ますます厳しくなる見込み

(4) 県勢活性化への要請

・人口、製造品出荷額などの主要指標の全国シェアが低落傾向
・経済の自律的な発展循環と地域の活力の回復により、本県活力の再生が必要

(5) 新しい県政への転換

・転換期を飛躍の機会ととらえ「選択と集中」を基本に、改革に挑戦
・財源不足の解消と重点投資により、施策展開と行財政運営が一体の新しい県政の実現

2. 行政システム改革の基本的な考え方

(1) 行政システム改革の理念

・行政システム改革は、行政の取り組みや運営のあり方を抜本的に見直していく取り組みであり、県民の視点から簡素で効率的な新たな行政システムを構築する。

<理念>

- ①変革の時代への迅速かつ柔軟な対応 ③分権時代における県と市町村の新たな関係の構築
②行政と民間の新たな役割分担の構築 ④開かれた県政の推進

(2) 行政システム改革の視点

・行政システム改革にあたっては次の視点から積極的に取り組む。

＜視点＞

- | | |
|----------------|----------|
| ①県民満足度の向上 | ④説明責任の徹底 |
| ②事業成果の重視 | ⑤簡素・効率化 |
| ③経営感覚・コスト意識の醸成 | |

3. 行政システム改革への具体的な取り組み

行政システム改革に向けては、以下の9つの方向から具体的に取り組む

(1) 事務事業の見直し

- ①事務事業の点検（簡素・効率化などの観点から継続的に点検を実施し、徹底した見直し）
- ②施策・事業の点検システムの導入（施策・事業についての目標を可能な限り数値化して、その達成状況などを客観的に点検・評価するシステムの導入推進）
- ③企業会計的手法の導入（県営住宅部門、県立大学、試験研究機関などについて導入を図る）
- ④民間委託等の推進（行政の守備範囲の見直し、事業の民間委託推進、PFI方式等の検討）
- ⑤事務事業プロセスの見直し（制度改革も含めた見直しにより事務事業プロセスの効率化を図る）
- ⑥試験研究機関の活性化（研究テーマ選定の一元化や、評価制度導入、連携強化を図る）

(2) 県と市町村の新しい関係の構築

- ①権限移譲の推進（従来の個別的な権限移譲に加え、包括的な移譲についても検討）
- ②市町村の行政体制整備への支援（地方公務員人材開発機構（仮称）の設置など職員の確保・育成のための手法などについて検討）

(3) 簡素で効率的な組織・機構の構築

- ①本庁組織の再編（組織のフラット化などの推進）
- ②主要地方機関の再編（地域事務所の設置などの推進）
- ③試験研究機関の再編（統廃合や機能集約などの検討）
- ④その他の地方機関の再編（他の機関への機能の一部移管や民間委託など）
- ⑤教育事務所（新設する地域事務所との所管区域の整合性確保の検討）
- ⑥附属機関等の見直し（附属機関等の見直し計画）

(4) 定員管理の見直し

- ・新たな職員数の見直し計画（平成21年度までの10年間で広島県の総職員を対象としておおぬね10%削減を目標など）

(5) 人材の育成と意識改革等

- ①研修制度の充実強化（実践的な研修の充実など）
- ②職員採用制度の見直し（職種の整理統合、新たな職員採用制度の検討など）
- ③職員の健康管理の充実（健康管理体制の充実など）

(6) 給与・任用制度等の見直し

- ①能力・実績を重視した制度への転換（職務の困難性と責任に応じた給与・任用制度の構築に向けた新たな任用制度の導入など）
- ②早期退職者優遇制度の導入
- ③給与制度の見直し（職員の能力を活かし、組織の総合力を発揮できるよう給与制度の見直し）
- ④旅費のあり方を見直し
- ⑤労使に関わる事項の改善

(7) 県出資法人の見直し

- ・県出資法人見直し計画（平成11年2月）

(8) 行政情報化の推進

- ①総合行政ネットワークの構築（広島メイプルネットを活用したネットワークの構築）
- ②行政サービスの向上（電子県庁の構築などを推進）
- ③行政情報提供機能などの充実（ホームページの内容を充実するなど）

(9) 開かれた県政の推進

- ①情報公開の推進（公文書公開条例の見直しなど）
- ②広報広聴機能の充実（県民と双方向のコミュニケーションの拡大に努めるなど）
- ③県民意見の施策への反映（パブリックコメント方式の導入など）
- ④行政と民間の新たな協働システムの構築（NPOなどに関する情報を提供できる情報ステーションの整備など）

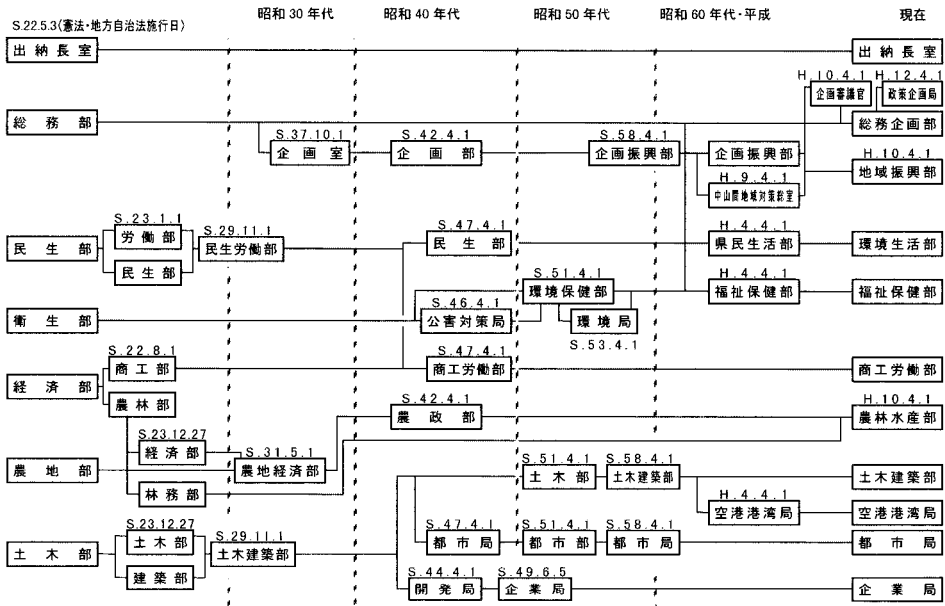
広島県におけるこれまでの行政改革の主な取り組み

実施時期	計画の名称、ねらい等	主な取り組みの内容
昭和30年代	○地方事務所を廃止し、単独事務所に移行 ○農林事務所を地域における中核機関として設置	○組織再編 ＜地方機関＞ ・地方事務所⑮、税務出張所⑤ →県税事務所⑭、福祉事務所⑩ ・経済出張所⑥、耕地出張所⑥、林務出張所⑤ →農林事務所⑧
昭和40年代	○県政の長期展望を踏まえ、県民サービスの向上と広域化、多様化する行政需要に対応できる体制整備	○組織再編 ＜本 庁＞ ・民生労働部、商工部→民生部、商工労働部 ・土木建築部→土木建築部、企業局
昭和51年	「行政組織再編整備案」〈S50.12〉 ○長期的な観点のもと効率的で調和のある行政の推進 ○県民の期待に迅速かつ弾力的に応えることのできる組織編成 ・地方機関の所管区域の整合化 ・農林事務所の総合調整機能の強化	○組織再編 ＜本 庁＞ ・衛生部→環境保健部 ・土木建築部→土木部、都市部 ＜地方機関＞ ・農業改良普及所⑳→⑬ ・各農林事務所に調整課を新設
昭和57年～昭和62年	「行財政改革の具体化方策について（行革大綱）」〈S57.12〉 ○社会経済情勢の変化と県民ニーズの多様化に対応した県の役割の明確化、行財政運営の効率化、合理化 【特色】 ○行財政改革推進県会議7人委員会からの提言〈1次～5次〉を受けて行革大綱を策定 ○100人懇話会の開催、行革アンケートの実施、行革レターを受付	○組織再編 ＜本 庁＞ ・企画部→企画振興部 ・環境保健部、環境局→環境保健部 ・土木部、都市部→土木建築部 ＜地方機関＞ ・総合事務所制の導入〈提言〉⇒大綱では見送り ○職員定数1割削減 ・知事部局 6,587人→5,970人
平成4年～平成5年	「行政組織活性化方策〈行政組織活性化推進会議報告書〉」〈H4.2〉 ○新しい行政需要に即応し、重点的、効率的な行政を推進していくため、全体としてのバランスのとれた組織 ・県民生活重視の県政の展開 ・総合福祉施策の推進 ・社会資本整備の推進	○組織再編 ＜本 庁＞ ・民生部、環境保健部→福祉保健部 ・県民生活部の新設 ＜地方機関＞ ・福祉事務所⑧、保健所⑫ →福祉保健センター・保健所⑧ - 地域福祉保健センター・保健所支所⑤ ・県税事務所⑪→⑨
平成7年～現在	「行政システム改善推進計画」〈H7.12〉 ○時代の変化に即応した執行体制の整備、効率的で効果的な行財政運営を確保し、開かれた県政の実現 「職員数の見直し計画」〈H9.9〉 ○全国でもトップクラスのスリムな執行体制 ・期間：平成10年度～平成14年度〈5年間〉 「財政健全化計画」〈H9.10〉 ○歳入に見合った歳出構造への転換、弾力的な財政体質の確立 ・集中改革期間：平成10年～平成12年 「行政システム改革推進計画」〈H12.3〉 ○時代の変化、地方分権の具体化に対応した新しい県政への転換 ・推進期間：平成12年度～平成16年度 「中期財政運営方針」〈H12.3〉 ・推進期間：平成12年度～平成16年度	○組織再編 ・中山間地域対策総室の新設〈H9〉 ・企画振興部、中山間地域対策総室 →企画審議官、地域振興部〈H10〉 ・農政部、林務部→農林水産部〈H10〉 ○対象職員3%〈200人〉以上の削減 ・平成10年度の削減人数 21人 ・平成11年度の削減人数 56人 ○歳出規模〈公債費、地方消費税関連支出を除く〉を、集中改革期間は、H9当初予算額以下に抑制 ○県債発行を、集中改革期間は、H9当初予算額以下に抑制

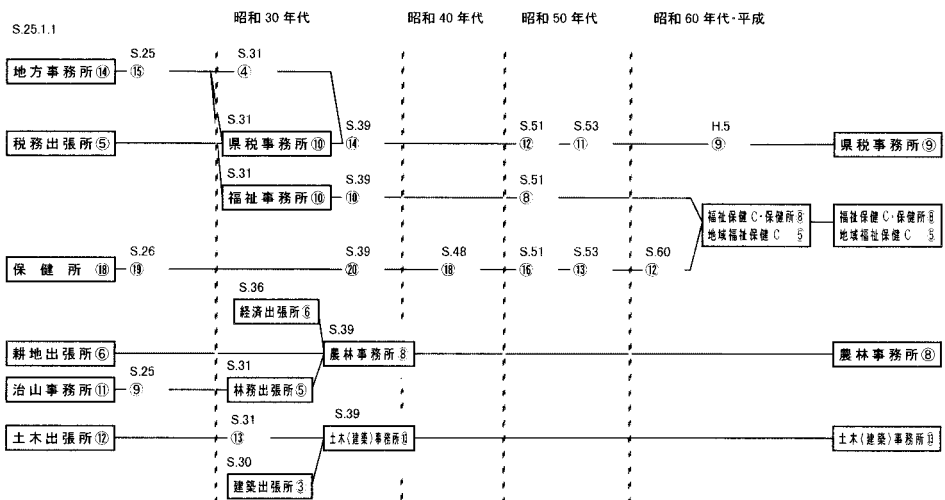
平成12年9月現在

組 織 の 変 遷

【本庁部局】



【主要地方機関】



平成12年 9 月現在